

事務局（局長） 只今から、令和5年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

事務局の手違いで、席が前回と変わっておりまして申し訳ありません。来月、また元に戻しますので、よろしくお願ひします。

それでは開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、7番 明後久利委員と8番 森岡芳文委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第61号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長） 議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番及び2番は、譲受人が同一の案件です。

1番、西大洲字ヤヲの土地、畑1筆184㎡、及び2番、同じく西大洲字ヤヲの土地、畑2筆659㎡は、いずれも、贈与による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培をします。

農業は、譲受人が年間を通して従事します。

3番、富士の土地、畑1筆819㎡も、贈与による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培します。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

4番及び5番も、譲受人が同一の案件になります。

4番、河辺町北平の土地、畑1筆1,175㎡は贈与、及び5番、河辺町三嶋の土地、田1筆1,255㎡は、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、露地野菜及び水稻の栽培をします。

農業は、譲受人家族で年間を通して従事します。

以上、5件です。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番 1番及び2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は、2ページと3ページを参考にしてください。

1番と2番は、譲受人が同一の関連案件で、申請地は、大洲市役所から南西へ約800mから900mのところにある農地です。

申請書によると、2件とも、譲渡人は市外に居住されているため、耕作管理が困難なことから、地元の譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。

現地調査において、柚子や栗がありましたが、引き続き果樹園として管理していく旨の新規営農計画書が提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

11番

それでは、3番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は、4ページをご覧ください。

3番案件は、譲渡人が市外在住で、農地の管理が難しくなったため、隣接農地所有者である譲受人へ、贈与において所有権移転を行うもので、申請地は、大洲市学校給食センターから北西へ約150mのところにある農地です。

農業は、譲受人家族で年間を通じて従事するとともに、今後は樹園地として一体的な耕作管理をする計画となっているため、特に問題はないものと思われま。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当をする事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

39番

4番及び5番案件は関連がありますので、合わせてご説明いたします。議案説明資料は5ページと6ページを参考にしてください。

まず、4番案件は、親子間による贈与です。申請地は、譲渡人の自宅近くにある農地になりますが、現在も管理はされております。

次に、5番案件は、売買により農地を取得するもので、申請地は、中居橋近くの川沿いにある農地となります。

現在は耕作をされておきませんが、所有権移転後は整備を進めて、水稻の苗を栽培する予定となっております。

2件とも、譲受人が耕作管理を始めていくとのことですが、両親から農業を教わりながら従事するものであり、今後の状況を確認していきたいと思ひます。

その他、申請書類の内容や現地調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第62号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>失礼いたします。議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」7ページから14ページまでを、併せてご覧ください。</p> <p>1番、西大洲の土地、2筆384㎡の案件は、譲受人が、申請地にコンテナ置場及びコンテナ積載車を置く駐車場として利用するため、申請地を取得するものであります。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から西南西に約740mのところに位置し、都市計画の第一種低層住居専用地域内の農地であることから、「第3種農地」と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、1番案件の土地につきましては、写真にありますように、許可前に土地造成を行っており、違反転用の状態になっております。このことについては、譲渡人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認していただきますようお願いいたします。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地、1,031㎡の案件は、譲受人が運営している会社において、資材置場が手狭になり、事務所も自宅から遠くにあることから、比較的自宅に近い申請地に事務所と倉庫及び駐車場を設置するために、売買により取得しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東に約2.8kmのところに位置し、大洲富士インターチェンジ入口そばにある農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
1番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の7ページから10ページを、参考にしてください。</p> <p>申請地は、8ページの位置図のとおり、市役所から西南西へ約740mに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり問題ないと思われれます。</p>

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、甲1359-1については、既に造成がなされ、平地となっており、違反転用の状態となっております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、9ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

11番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから14ページを参考にしてください。

申請地は、12ページの位置図のとおり、大洲富士インター入口に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接には農地がありませんので、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第63号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局（専門員兼
農政係長）

失礼いたします。議案第63号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」15ページから24ページまでを、併せてご覧ください。

1番、西大洲字椎ノ森の土地、5筆合計1,789㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請

があったものでございます。

申出によりますと、昭和38年に申請者及びその家族が松山市に転居して以降、畑としての管理ができず、耕作放棄の状態、現在は雑木が繁茂し、うっそうとしていて、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

なお、農地区分につきましては、3筆について用途地域区域にある農地のため、第3種農地となっております。

2番、新谷の土地、2筆合計245㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申請地のうち、面積が狭い方の農地については、申請者の亡父が50年以上前に桧や杉を植林し、また、面積が広い方の農地については、申請者が昭和50年代に桧を植林したことにより、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

3番、河辺町川崎の土地、3筆合計987㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地は、昭和60年頃、申請者の亡父が、狭小地で耕作に適さないため杉を植林し、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、16ページの位置見取図のとおり、大洲市役所から南西へ約700mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は、昭和38年に申請者及びその家族が松山市に転居して以降、畑としての管理ができず、耕作放棄の状態、現在は雑木が繁茂しうっそうとしていて、農地として復旧することが著しく困難となったとの申し出です。

申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

18番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置見取図のとおり、大洲河川国道事務所肱川出張所から北東へ約490mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地のうち、面積が狭い農地は、申請者の亡父が50年以上前に桧や杉を植林し、面積が広い農地は、申請者が昭和50年代に桧を植林したことにより、現在は、農地への復旧は著しく困難

との申出です。

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

3番。

37番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、23ページ的位置見取図のとおり、第4区集会所から北北東へ約400mから600mまでの範囲に位置する農地になります。

申請によりますと申請地は、昭和60年頃、申請者の亡父が、狭小地で耕作に適さないため杉を植林し、現在は、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第64号『納税猶予適格者証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

議案第64号「納税猶予適格者証明について」ご説明いたします。

議案書4ページ及び議案説明資料25ページをご覧ください。

今回、証明願のありました納税猶予の種類については、相続税です。

この議案は、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、被相続人は若宮に在住していた者で、相続人は松山市在住の者です。被相続人は死亡の日まで農業をされており、また、相続人は被相続人死亡後に引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人共に納税猶予の要件を満たしているものと考えております。

また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載をしております、若宮の農地4筆、計1987.28㎡で、柑橘などの果樹を栽培することとなっております。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

相続人は、主に果樹の栽培で農業経営をしています。

相続人の父である被相続人が、令和5年1月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。

申請地は、資料の位置図にありますとおり、若宮にある4筆の農地で、先月20日に事務局担当者とともに現地確認を行いました。

申請地4筆では、みかん、柿、すもも、栗、ポポーなどの果樹を栽培されています。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第65号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の5ページからご覧ください。

まず、利用権設定の案件になります。

1番は、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

なお、1番と2番は、「利用権の設定を受ける者」が同一ですが、2番は、「再設定」となりますので、説明は省略します。

また、3番も「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、3件・3筆、利用権設定総面積、3,046㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は6ページになります。

1番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

1番、菅田町菅田の土地、田3筆2, 497㎡、利用目的は「水稻」です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・3筆、所有権移転総面積、2, 497㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

なお、6ページの「所有権移転 件・筆数」のところは、「1件」が正しいんですが、「件」のみとなっております、申し訳ございません。「1」を追加していただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。